



介護保険計画における基本指針（案）について

第7期介護保険事業（支援）計画に関する基本指針の策定について

基本指針とは

- 介護保険法において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

第7期基本指針のポイント

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

基本指針の留意点



■ 第一の五の13

○PDCAサイクルの設定

(地域の実態把握・課題分析→具体的な計画→取組みの推進→計画の見直し)

■ 第二の一の2(三)、第二の三の4(三)

○介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスのあり方

■ 第二の一の3(四)及び4(一)

○地域医療構想を含む医療計画との整合性

■ 第二の一の5、二の4

○以下への取組及び目標設定

- ・被保険者の地域における自立した日常生活の支援
- ・要介護状態等となることの予防
- ・要介護状態等の軽減又は悪化の防止
- ・介護給付等に要する費用の適正化

○施策の実施状況及び目標の達成状況に関する調査及び分析

○市町村介護保険事業計画の実績に関する評価及び公表

基本指針の留意点



■第二の三の1(二)

○認知症施策の推進

- ・認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進
- ・認知症地域支援推進員の活動の推進
- ・権利擁護の取組みの推進、市民後見人の育成・活用、支援組織の体制整備

■第二の三の1(四)

○地域包括ケア会議の推進

■第二の三の2(三)

○都道府県が行う事業者の指定への関与

■第二の三の2(五)

○人材の確保及び資質の向上

- ・必要となる介護人材の数等の推計
- ・生活支援等の担い手